

厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議報告書（概要）

平成 24 年 7 月 6 日

検討の経過

- AIJ 問題を契機として顕在化した厚生年金基金等の企業年金をめぐる課題について、厚生年金基金を中心に、①資産運用規制の在り方、②財政運営の在り方、③厚生年金基金制度等の在り方、を審議。
- 平成 24 年 4 月から 8 回にわたり開催し、同年 6 月に報告を取りまとめ。

報告書の概要**1. 資産運用規制の在り方****(1) 基本的な考え方**

- 基金の理事長や理事の受託者責任の明確化と趣旨の徹底。
- 基金のガバナンス強化や役職員の資質向上を通じた資産管理運用体制の強化。
- 外部の専門家等による支援体制や行政によるチェック機能の強化。
- 企業年金行政と金融行政の連携をより一層強化。

(2) 具体的な方向性**①受託者責任の明確化****(分散投資の徹底)**

- 各基金に基本ポートフォリオ（債券、株式等の資産の種類ごとの配分割合）の策定を義務付け。
- 各基金が策定する「運用の基本方針」において、特定の運用受託機関の特定商品に対する集中投資についての方針を明確化。
- 厚生労働省に提出される資産運用業務報告書について記載事項や様式を見直し、行政監査等において活用できるようにするとともに、適切な方法で情報開示。

(忠実義務の徹底)

- 基金は公的年金の一部を代行する公共性の高い事務を行うことから、各基金において、国家公務員倫理規程に準拠した役職員の倫理規程を定めるなど忠実義務を徹底。

②基金の資産管理運用体制の強化

(運用受託機関の選任・評価)

- 各基金が運用受託機関の選任・評価を行う場合の基本的な視点・プロセスについての具体例をガイドライン（「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」平成9年年金局長通達）に追加。
- オルタナティブ投資に係る運用商品を選定する際に運用受託機関に対して説明を求めべき事項についての具体例をガイドラインに追加。

(基金のガバナンス強化・情報開示)

- 基金の役職員が代議員会等に説明すべき事項についての具体例をガイドラインに追加し、資産管理運用業務の執行状況についてのチェックが適切に行われるよう、ガバナンスを強化。

(役職員の資質向上)

- 役職員の資質向上の観点から、資産運用に関する実務経験や資格の保有状況等も勘案しつつ、企業年金連合会等が実施する研修を受講させるとともに、代議員会等に取り組状況を報告。

③外部の専門家等による支援体制や行政による事後チェックの強化

(資産運用委員会)

- 資産運用委員会の構成員に資産管理運用業務に関する専門的知識・経験を有する者を加えるとともに、議事概要について代議員会に報告、事業主や加入員等に周知。

(運用コンサルタント)

- 運用コンサルタントとの契約に当たっては金融商品取引法上の投資助言・代理業者の登録を行っていることを要件とするとともに、基金は運用受託機関との関係で利益相反がないかどうかについて確認。

(行政による事後チェックの強化)

- 厚生労働省が策定する監査要綱を見直し、改正後のガイドラインの内容を反映したチェックリストを追加。

2. 財政運営の在り方

(1) 予定利率の在り方

財政健全化やポートフォリオ全体のリスクを軽減する観点から、予定利率を引き下げやすくする方策（掛金引上げの平準化など）を検討する必要。

(2) 給付の引下げの基準の在り方

給付の引下げに係る規約の認可要件である「理由要件」や「手続要件」等については、緩和する方向で見直しを行うべきとの意見と、現行の基準を維持すべきとの意見の両論あり。

(3) 解散基準の在り方

財政健全化の見込みが立たない場合には解散を促すことも必要。このため現在の解散基準の緩和や一定の要件の下での機動的な解散命令の発動を検討。

3. 厚生年金基金制度等の在り方

(1) 代行制度の今後の在り方

代行制度の今後の在り方を考えるに当たっては、代行部分の「公的年金としての性格」を基本とすることが必要。

①「代行制度が公的年金である厚生年金保険の財政に与える影響」という観点からの意見

- 代行制度が中長期にわたり持続できるかどうかについては、代行制度が厚生年金保険本体の財政に与えるリスクを考えて判断すべき。
- 代行制度は公的年金財政の一部となっている以上、将来的には代行制度により公的年金の保険料引上げや積立金の減少につながるリスクが残ることから、一定の期間において廃止すべき。

②「代行制度が中小企業の企業年金の維持・普及に果たしてきた役割」という観点からの意見

- 財政状況は基金により様々であり、健全化に向けて努力を続けている基金も多くあることから、現場の努力を尊重し制度を維持すべき。
- 代行部分がなくなれば、スケールメリットが働きにくくなり効率的な資産運用ができなくなるので、中小企業の企業年金を維持する観点から制度は維持すべき。

(2) 代行部分の財政運営の在り方

①最低責任準備金の在り方

- 代行部分の債務である最低責任準備金について、基金の実態に合わせたものとする観点から代行給付費の計算に用いる係数を見直す必要。

②代行割れ問題への対応

- 代行部分は公的年金の一部であることから、厚生年金保険全体の財政に与えるリスクを縮小する方向で検討する必要。
- 代行部分の積立不足は母体企業が責任を持って負担することが前提。一方で中小企業の連鎖倒産等による地域経済・雇用への影響や厚生年金保険本体の財政への影響を踏まえれば、問題を先延ばしせず早急に制度的な対応を行う必要。

- 具体的には、モラルハザードの防止に留意し、厚生年金保険の被保険者の納得が十分に得られる仕組みであることを前提に基金の自主的な努力を支援する観点から、特例解散における現行の納付額の特例措置や連帯債務の仕組みを見直すことを検討すべき。連帯債務の問題については、解散時に各事業所の債務が確定できるようにすることを検討すべき。
- 解散時に母体企業の財務諸表に年金給付債務が計上されることに伴い、資金調達に大きな支障が生ずることのないよう金融行政と連携しつつ対応を検討。

③中小企業の企業年金の在り方

- 今後さらに中小企業に企業年金を普及させる観点から、給付設計の弾力化や制度運営コストの低減を図るための規制緩和等の様々な方策の検討を進める必要。
- 小規模の企業年金にとって運用のコストを低減し、運用のスケールメリットを生かすために共同運用の受皿を作り、希望する場合には運用委託できるような仕組みを用意することも考えられる。共同運用について慎重に検討すべきという意見もあり。
- 老後生活に備えた自助努力を支援するという観点から、例えば税制優遇措置のある退職個人勘定の創設などについて検討していく必要。